

## 大田区こどもの意見聴取事業委託プロポーザル募集要領

### 1 業務の概要

- (1) 件名 大田区こどもの意見聴取事業委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書案のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年11月29日まで
- (4) 契約上限額 4,125,000円（消費税375,000円を含む）  
※なお契約額については最低制限価格を設定する。

#### (5) 目的

令和5年4月に施行されたこども基本法においては、第3条第3号、同条第4号で、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条で、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられている。

当該規定を鑑み、書面によるアンケート調査では把握しきれない、こども本人からの自由な意見を聴取し、区のこども・子育て施策にこども本人の状況やニーズを的確に反映することを目的とする。

### 2 プロポーザルの理由

本業務は次期子ども・子育て支援計画策定に伴う区のこども・子育て施策方針検討にあたり、こども本人に対し意見聴取を実施し、結果などを分析しこども本人の意見を区のこども・子育て施策に反映するものである。

この業務を履行するに当たり、国から発出された「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を参考に、こども本人が抱える課題などを聴取する企画能力・技術力（ノウハウ、実績等を含む）及び聴取結果から、区現状に対する的確な実態把握や課題を明らかにするための分析力が求められる。

よって事業者の企画提案力や分析力を比較審査し選考する必要があることから公募型プロポーザル方式とする。

### 3 応募資格等

- (1) 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスの区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 経営不振の状態（民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続を行ったとき。）にないこと。

#### 4 応募申込み

プロポーザルに応募しようとする事業者は、次の「5 提出書類等」について、期限までに提出すること。

#### 5 提出書類等

##### (1) 提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数
1	参加申込書【様式1】	1部
2	会社概要書【様式2】※1	11部 (正本1部、副本10部)
3	業務実績書【様式3】※2	11部 (正本1部、副本10部)
4	提案書(表紙)【様式4】	1部
5	企画提案書【任意様式】※1 (※3の項目は提案内容に盛り込むこと)	11部 (正本1部、副本10部)
6	業務実施体制【様式5】※4	11部
7	見積書及び内訳書【様式6】※1 (内訳書の様式は任意)	11部 (正本1部、副本10部)
8	東京都電子自治体競争入札参加資格審査受付票の写し	1部
9	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1部

※1 No.2会社概要書の副本、No.5企画提案書の副本、No.7見積書及び内訳書の副本は、会社名等が特定できないように配慮すること。

※2 こども本人の意見聴取を行った事業の実績を記載すること。なお計画策定等に伴うアンケート調査委託の一環として、こども本人または支援機関等に直接ヒアリング調査を実施した実績がある場合は、当該業務の詳細を記載すること。(管理運営する施設等の運営に当たり、こども本人からの意見を聴取し反映した実績なども記載可能とする)

- ※3 No.5 企画提案書には以下の6項目を必ず記載すること。
- ア 事業スケジュール(聴取事業の周知、聴取の実施時期、報告書の納品等)
  - イ 聴取する対象者の設定とその理由
  - ウ 意見聴取テーマ、その手法及び当該聴取テーマの設定理由
  - エ 意見聴取実施に係る参加者の募集・周知方法
  - オ こども本人から意見を的確に引き出す手法・工夫
  - カ 聴取結果の分析、課題抽出等の提案内容
- ※4 No.6 業務実施体制は、仕様書4(3)に定める意見聴取の手法毎に作成すること。

(2) 提出期限 令和6年5月15日(水)午後5時まで

(3) 提出先

こども家庭部子育て支援課経営計画担当(大田区役所3階23番窓口)に持参

※予め持参日時を下記担当と調整しアポイントを取ること。

(4) 提出方法

ア 正本・副本版を、ファイルに綴り、背表紙に法人名を記載すること。(副本版は背表紙に法人名を記載しないこと)

イ 正本・副本版の各ファイルには、書類Noごとにインデックスをつけること。

ウ 副本版は5(1)に定める提出書類のうち以下の資料を綴ること。

No.2 会社概要書、No.3 業務実績書、No.5 企画提案書、No.6 業務実施体制、No.7 見積書及び内訳書

(5) その他

ア 作成に要した費用は応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

イ 提案を取り下げる場合は辞退届【様式7】を提出するものとする。

## 6 選定方法

公募型プロポーザル方式により「大田区こどもの意見聴取事業委託事業者選定委員会設置要綱」で定める業務委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という)において、最も高い評価を得た事業者を契約候補者として選定する。

(1) 第一次審査(書類審査)

応募事業者から提出された提出書類により、評価基準に基づく審査を行い、上位2~3社程度を第一次審査通過事業者とする。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した事業者に対して、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。プレゼンテーションは予め提出された提案書に基づき、約25分（プレゼンテーション10分、ヒアリング15分）で行うこと。（資料追加等は認めない）

①実施日時（予定） 令和6年6月5日（水）

②実施場所（予定） 大田区役所 会議室

③その他

ア 本業務の担当者が必ずプレゼンテーションに出席すること。審査は区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者を選定するためのものであり、契約決定は契約担当課が行う。

イ プレゼンテーション時に事前に提出された提案書を、プロジェクター等を使用して説明することを可能とする。ただし必要となる器材は応募者自ら持参すること。なお投影する資料は区へ事前提出した提案書のみとする。

内 容	期 日
公募開始（ホームページ）	令和6年4月19日（金）
質問の受付	令和6年4月22日（月）から4月26日（金）まで
質問に対する回答	令和6年5月8日（水）頃
応募書類提出期限	令和6年5月15日（水）午後5時まで
第一次審査結果通知	令和6年5月29日（水）
第二次審査実施日	令和6年6月5日（水）（予定）
選定結果通知	令和6年6月中旬頃

## 7 質問及び回答

質問は、【様式8】に基づき、電子メールで提出すること。

※メールの件名は「(法人名) こどもの意見聴取事業委託プロポーザルに係る質問」とすること

## 8 優先交渉権者の特定

優先交渉権者を特定するための評価は、書類審査に基づく第一次審査と選定委員会による企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容審査に基づくものとする。なお、得点が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。

この評価により、最も得点の高い者を順位第1位の優先交渉権者として本業務の委

託契約の締結交渉を行う。ただし、順位第1位の者が契約を締結しない場合は、順位第2位の者を交渉権者とする。

## 9 評価内容

以下の評価項目に基づき、選定委員会が審査を行う。

### (1) 第一次審査

No.	評価項目	評価基準
1	作業体制	業務を遂行するに足りるスタッフの確保及びサポート体制が十分であるか。
2	受託実績	過去5年間に同種又は類似の業務実績を有しているか。
3	聴取手法	聴取目的を踏まえた調査方針及び手法が提案できているか。
4	聴取項目	聴取目的を達成するために必要な聴取テーマが提案できているか。
5	こどもの意見聴取	こどもが意見を発信しやすいような工夫があるか。
6	聴取結果の分析手法	聴取目的を達成するため、必要な聴取結果の分析手法が提案できているか。
7	見積金額	提案内容に応じた価格となっているか。

(2) 第二次審査

No.	評価項目	評価基準
1	企画提案力	提案内容にノウハウを活かした創意工夫、独自性があるか。
2	区の地域性の理解力	区の地域性や区が抱える課題を理解しているか。
3	質疑応答	選定委員の質問に対する回答は、適切なものだったか。
4	全体評価	第一次・第二次審査を通じて、説明に矛盾がなく、本業務を確実に実施できるか。

10 欠格事由

提案者が以下の要件に該当する場合は、審査の対象から除外する。

ア 応募資格を満たさない場合

イ 募集要領に定める手続きを遵守しない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提案見積もりについて、1（4）で示した額を上回る場合

11 契約

仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の記載事項を元に、大田区契約事務規則に基づき契約を締結する。

企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において契約予定業者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更及び削除を行うことがある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整をすることがある。

12 問合せ先・提出先

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所 こども家庭部子育て支援課 熊本、向野  
電話03-5744-1780 E-mail : [kod-ko@city.ota.tokyo.jp](mailto:kod-ko@city.ota.tokyo.jp)